

## モンテスキューにおける共和政の理念と君主政： 『法の精神』における「富」と「名誉」

安武, 真隆  
九州大学大学院法学研究科博士後期課程・日本学術振興会特別研究員

<https://doi.org/10.15017/16342>

---

出版情報：政治研究. 41, pp.41-83, 1994-03-31. 九州大学法学部政治研究室  
バージョン：  
権利関係：

# モンテスキューにおける共和政の理念と君主政

——『法の精神』における「富」と「名譽」——

安武真隆

はじめに

- 一 「穏和の精神」と「ゴシック政体」
  - 二 「奢侈に基づく商業」
  - 三 商業活動批判
  - 四 貴族の「名譽」
- おわりに

はじめに

いかなる思想家も、言うまでもなく所与の歴史的世界に住むことを余儀なくされている。そして、その歴史的世界の変動の中で、彼らは、当時利用可能であった諸言語を駆使しながら、当該世界を理解し、分析し、批判する。しかしそうした利用可能な諸言語は、実は、変動する当該世界と厳密な一対一対応の相関関係にあるわけではなく、後者から相対的に自律したパラダイムとしての規範力を伴っている。したがって、各思想家は、自らが担った実践的課題

に依じて、諸言語を構成する各概念を再定義し、その規範力の方向や広がりには何らかの修正を施す必要に直面する。しかし、具体的な実践的課題に応えようとしてなされるそうした修正は、依然として当該言語を使用する限りにおいて、制約を受けざるをえないであろう。<sup>(1)</sup>

十七世紀末のポルドーの地方貴族の家に生れたシャルル・ルイ (Charles Louis 後のモンテスキュー) も、商業社会の勃興と、貴族主義的封建体制の没落という転換期の歴史的世界の中に住み、当該世界とその危機を認識し、危機の原因を批判的に分析するにあたって、既存の諸言語の限界と、その修正あるいは革新の必要性を自覚的に認識していた。

私は、新しい観念を持ったのであり、そのために、どうしても新しい言葉を見出すか、さもなければ、古い言葉に新しい意味を与えるかしなければならなかった。<sup>(2)</sup>

『法の精神』においてモンテスキューが直面した実践的課題を要約すれば、いかにして「全てを破壊する時間」<sup>(3)</sup>を阻止するかというものであった。時間の経過とともに事物が破壊されていく、すなわち一定の変容を破壊的傾向として認識する態度は、『法の精神』の中で「専制政体 (gouvernement despotique)」あるいは「専制 (despotisme)」についての叙述の中に見出すことができる。この「専制」は、モンテスキューによれば、ヨーロッパの外部に位置する存在であると同時に、フランス絶対王政の権力の拡大と、それに伴う都市、聖職者、貴族の諸特権の削減傾向という危機に現象している、という意味において、内なる存在でもあった。つまり、この概念は、当時のルイ十四世の絶対主義を、トルコの皇帝のそれと類似のものとして論難するという戦略<sup>(4)</sup>に結びついていたのである。

これに加えて、この概念は、絶対主義を論難するにあたって、古来の (ancien) フランスの偉大な封建体制が君主の恣意的権力に屈していく墮落過程を、古代の (ancien) 共和政の栄光が皇帝支配に屈した運命になぞらえるという戦略

性とも結びついていた。その際、卓越した古代の「徳」と「栄光」が模範として強調され、この模範に含まれる規範的認識が現実の歴史的变化への対抗策の土台とされていた。

しかし、「専制」に対抗するにあたって、共和主義的理念に準拠するという戦略の難点は、その代表的な著述家プランヴィリエにあっても、ある程度先駆的に自覚されていたように、望ましい理念、およびそれにもなう規範的要求を厳格に適用した場合、現実との間に極端な乖離が生じてしまうという形で、モンテスキューの時代に改めて顕在化するようになる。<sup>(5)</sup>

モンテスキューによれば、「共和政」は、「自己犠牲」や「法と祖国への愛」などを意味する「徳 (vertu)」を原理とし、この徳の維持によつて、栄光、偉大さ、英雄的特徴といった「今日の我々には見出すことのできない」利点もたらされる。しかし、この徳の維持のために、規範的制約が数多く課せられる。それは、徳の概念が歴史的に内包してきた制約でもあった。まず市民の関心が、祖国や法そして公共善へと集中されていなければならない。そうした関心の方向を維持するために財産所有の平等かつ厳格な制約が課せられなければならない。さらに、商業活動や奢侈品を生産する手工業は評価されず、代わりに市民は、軍事や体育に関する鍛錬に従事しなければならないし、領土は制限され、外国人は排除され、全ての市民が同一の関心や行動様式を世代を越えて持続させるような教育が施されなければならない。こうした画一性を前提として、法の正文にのみ従う厳格な裁判手続きが採用されることになる。これらの厳格な制約は、修道士の戒律にも匹敵するものであり、この制約により、「重厚、真面目、無愛想、無口」で、「荒々しさ、怒り」などをもつ「堅強で粗野な人々」と描写される「習俗の良さ」が確保される。<sup>(6)</sup>

以上のように特徴づけられる共和政の理念に対して、モンテスキューは、生涯にわたつて称賛あるいは好意的驚嘆の念を維持していたようである。<sup>(7)</sup>したがつて一見したところ、彼が右に見た共和政の理念に立脚することで、全面的な現状否定に導かれても当然であるかのように思われるであろう。しかし実際には、この共和主義的理念からの逸脱

現象であるにもかかわらず、文明化に伴う事物の変容<sup>(8)</sup>について、許容できない変化——したがって「専制」と結び付けられて非難されるべき——と、許容できる変化とを、彼が区別していたことがうかがえるのである。

モンテスキューによれば、徳の維持のために財産所有に厳格かつ平等な制約が課されている共和政に対し、フランスでは、土地所有の不平等や富の不平等が広がっており、さまざまな身分が存在している。また、フランスの政体の規模は、共和政において想定されているよりも遙かに大きく、共和政で厳禁されている商業とりわけ「奢侈に基づく商業」も認められている。さらに注目すべき点は、この商業によって、フランス人の特徴、すなわち「習俗(mœurs)」や「生活様式(manière)」は、共和政の厳格なそれとは著しく異なったものになっていることである。しかし、モンテスキューは共和政を描写する際に依拠したプラトンを持ち出しながらも、商業による習俗の変化に対して、プラトンは異なった評価を与えている。

商業は純良な習俗を墮落させる。これがプラトンの苦情的であった。しかし、我々が毎日見ているように、それは野蠻な習俗を教化し、穏和にする。(20—1)

フランス人の習俗と生活様式は、商業によって教化され、穏和にされ、「社交的気質、開かれた心、生の楽しみ、良き趣味、自分の考えを伝える容易さを具え、生き生きとして気持の良い、時には軽率でしばしば無遠慮であるが、それとともに、勇氣、寛大さ、率直さ、一程度の名譽心を持った」(19—5)ものである。ここで描写されている習俗が、共和政におけるそれとは大きくかけ離れていることは、言うまでもなく明らかである。

このようにモンテスキューは、共和主義の理念、及びそれに伴う規範的要求と現実との間の極端な乖離を明確に自覚していた。しかし、それにもかかわらず、彼の共和政礼賛は、晩年に至るまで根強く残ることになる。彼には、共

和主義の理念と言語を全面的に放棄するという選択肢もあったであろう。しかし後に見るように彼は、その理念と言語を放棄するのではなく、むしろ修正する形で、君主政の「専制」化に對抗しようとしたのである。

そのためにモンテスキューが採用した方法は、『法の精神』において「専制」に対して「穏和政体 (gouvernement modéré)」を對抗させ、この「穏和政体」の枠内で「共和政 (république)」と「君主政 (monarchie)」の二つを並列的に論じることであった。つまり、彼は、当時のヨーロッパ社会における共和政の実現を事実上断念する一方で、それを、現実の政治社会への批判が多少なりとも準拠すべき理念的基準として、提示したのだった。彼はこのように、共和政の実現可能性をほぼ断念しながら、しかしそれを理念として見据えながら、共和政とは別の、しかも専制化への脅威に對抗しうる政体として「君主政」を提示することになる。<sup>10</sup> この「君主政」をめぐる彼の議論では、文明化に伴う事物の変動について、「専制」と結び付かない要素、言い換えれば、共和主義の理念からは明らかに逸脱しながら、にもかかわらず彼が許容している同時代フランスの諸現象が、「全てを破壊する時間」を阻止するものとして総合的に論じられている。そこで、本稿ではまず第一に、モンテスキューが共和主義の理念からの逸脱現象を、どの程度取り込む形で「君主政」の議論を展開しているか、という点に注目する。

ただし、繰り返ししておくべきことは、共和政とは区別される政体を提示しながら、モンテスキューが、共和政の理念から決して決別することはなかった、ということである。そのため彼は、君主政を構想するにあたって、共和政の理念から何らかの影響を受けざるをえなかった。したがって、本稿で注目する第二の点は、モンテスキューが君主政を構想するにあたって、共和政の理念からいかなる要素を受け継いでいるか、という点である。

さて、以上のような本稿の問題視角と関連する限りで、モンテスキューの共和政と君主政に関する従来の解釈について若干言及しておこう。この二つの政体論に関する分析は、しばしば同時代のフランスに対するモンテスキューの党派の立場の抽出という問題関心から展開されてきた。つまり、『法の精神』における二つの政体論のうち、彼を「共

和主義者」として称揚する解釈の場合は共和政論を、「貴族的反動」として断罪する解釈の場合は君主政論を、強調する傾向にあった。しかし、以上の解釈は、『法の精神』においてモンテスキューが二つの政体を提起したことの意味を軽視するという難点のみならず、彼の思想の内在的な分析と、その後の歴史的文脈において有したイデオロギー性の分析とを混同するという方法論上の難点をも持っていた。したがって、「共和主義者」であれ「貴族的反動」であれ、そこで抽出された彼の党派的立場を、『法の精神』におけるもう一方の政体論と、どのように内在的に関連づけ、またこの著作全体の中にどのように位置づけるのか、という問題関心は、希薄であったように思われる<sup>(1)</sup>。

また、最近では、モンテスキューの政治思想を、同時代において彼が利用可能であった諸言語と関連づけて検討しようとする傾向も見られる。これらの研究の重要性は、モンテスキュー解釈者が考慮すべき同時代の思想的文脈の一端を、不十分ではあれ、示唆した点にある。しかしながら、これらの研究は、その性質上、彼が共和政の理念にどのような修正を加えて自らの思想を展開したか、といった点に関する立ち入った考察を展開しているわけではない。したがって、以上の研究においても、モンテスキューの君主政論と共和政論との内在的連関について、依然として明確かつ総合的な解釈は提起されておらず、『法の精神』において両者が対照的（あるいは分裂した形で）併存している点を指摘するにとどまっているように思われる<sup>(2)</sup>。

以上の研究成果を踏まえつつ、本稿の考察の結果として、モンテスキューが共和政の理念を現実のフランス政治においてどの程度まで適用し、どの程度修正したか、またそうした言語的営為によって一体どこまで「全てを破壊する時間」を阻止することができ、またそれに伴ないどのようなコストを払わざるをえない、と彼が考えていたかが明らかになるであろう。

一では、「君主政」概念に込められたモンテスキューの基本的な秩序観を概観する。彼は多元的諸要素の相互連関に均衡が成立する状態を「穏和の精神」と呼び、この精神の維持を君主政の議論の基調としている。この「穏和の精神」

の国制上の表現は、君主、貴族と聖職者、人民とが協調する「ゴシック政体」であり、彼は、君主政をこの「ゴシック政体」という基本的枠組に基づいて論じている。

二では、共和政の理念からの逸脱現象を、モンテスキューがどの程度君主政の枠内に組み入れているかについて論じる。彼によれば、奢侈、虚栄心、土地・財産の不平等や商業活動を相互に組み合わせることで、各要素の難点が解消され、君主政に安定と繁栄がもたらされる。

三では、商業活動に対するモンテスキューの両義的な態度を検討する。商業活動に対する積極的肯定にもかかわらず、彼はそれ固有の難点を認識している。彼によれば、君主政では、富の多寡とは別の尺度に基づく貴族の卓越性の観念が商業活動と関連することで、利己心がある程度矯正されることになる。

四では、貴族の卓越性たる「名譽」について論じる。君主の専制化と、商業活動の進展に伴い、貴族の卓越性は希薄化しており、それに伴ってモンテスキューの「名譽」論も両義的かつ錯綜したものになっていることを示す。

※モンテスキューの著作からの引用及び参照については、以下のように表記する。

『ヘルシヤ人の手紙』 *Lettres Persanes*, 1721. (井田進也訳, 世界の名著34, 中央公論社, 一九八〇年) と『ローマ人盛衰原因論』 *Considerations sur les causes de la grandeur des Romains et de leur décadence*, 1734. (田中治男・栗田伸子訳, 岩波文庫, 一九八九年) は、前者については該当する手紙の番号を、後者については章を、註の中において記した。また「わが所感」 *Mes Pensées* についても、該当番号を註の中において記した。

『法の精神』 *De L'Esprit des Loix ou du rapport que les lois doivent avoir avec la constitution de chaque gouvernement, les mœurs, le climat, la religion, le commerce, etc. à quoi l'auteur a ajouté des recherches nouvelles sur les lois romaines touchant les successions, sur les lois françoises et sur les lois féodales*, 1748. (野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳, 岩波書店, 一九八七—八八年) に関しては、原則として編 (Livre) と章 (Chapitre) を (6—3) といった略号を用いて本文中に取り入れた。この場合、「法の精神」の第六編第三章を示す。



※本稿執筆にあたって底本としたのは、*Œuvres complètes de Montesquieu*, publiées sous la direction d' André Masson, Paris, Nagel, 1950-55, 3 tomes. である。なお「わが所感」に関しては、巻末に版による番号の異同一覧を付した。Montesquieu, *Pensées Le Spiritage*, édition établie par Louis Desgraves, Paris, Robert Laffont, 1991. を適宜参考にした。また訳文に関しては、翻訳がある場合はそれを利用したが、訳語の統一性が必要だと判断した箇所などは、筆者の責任において訳を変えたところがある。

(1) J. G. A. Pocock, "Introduction: The state of art," in *Virtue, Commerce and History: Essay on Political Thought and History, Chiefly in the Eighteenth Century*, Cambridge, 1985, pp.1-34. (田中秀夫訳「徳・商業・歴史」みすず書房、一九九三年、所収)

(2) Avertissement de l'Auteur. (「法の精神」冒頭に所収の「筆者のことわり」)

(3) 「ルシヤ人の手紙」第九二の手紙。

(4) 「専制」概念は、一六八〇年代から九〇年代に、フランス人の政治的語彙の中に導入され、主としてルイ十四世の絶対主義への批判、とりわけユグノーの迫害、国家の財政問題、対外戦争などの一連の事態への批判のために用いられた。以上の「専制」概念の歴史的文脈については以下を参照。Melvin Richter, "Despotism," in *Dictionary of the History of Ideas*, New York, 1973. (竹中浩訳「専制政治」『西洋思想大事典』平凡社、一九九〇年、所収) Nannerl O. Keohane, *Philosophy and the State in France: The Renaissance to the Enlightenment*, Princeton, 1980, pp.312-357. (chapter 11, The Growth of Opposition to Absolute Monarchy in France)

(5) 古代と近代との対比という「新旧論争」の国制・政体レヴェルにおける展開に関しては、次のものを参照。Harold A. Ellis, "Montesquieu's Modern Politics: The Spirit of the laws and the Problem of Modern Monarchy in Old Regime France," in *History of Political Thought*, X, 1989, pp.665-700. エリスは、共和政の理念と現実との乖離を認識してゐたモンテスキューの同時代人として、サン・ピエール (Saint-Pierre)、『タルジャンソン (d'Argenson)』、『マブリー (Mably)』を挙げてゐる。

(6) 「徳」を原理とする「共和政」の叙述は、「法の精神」の至る所に確認できるが、特に第二編から第八編までの該当箇所を参照せよ。また「共和政」の「習俗の良さ」については、第四編八章と第十九編七章から引用した。なお「共和政」を、モンテスキューは「軍事的共和政」(スバルタ)と「商業的共和政」(アテネやイタリヤ諸都市など)とに区分しているが、本稿では、前者を共和政の基本モデルと解釈する立場を採用する。なぜならモンテスキューにとって、後者の「儉約に基づく商業 (commerce d'

economic)は、共和政の「徳」を補充し、それを侵害しない限りにおいて容認されているに過ぎないからである。また「共和政」には、「民主政」と「貴族政」という下位区分も設定されているが、「貴族政が民主政に近づけば近づくほど、それは完全になるであろう」(2-3)という彼自身の記述に基づき、本稿では両者の区別を重視しない。ただし「法の精神」全体における位置づけを離れ、その後のイデオロギーの影響の観点で「貴族政」の重要性を無視するものではない。David W. Carrithers, "Not So Virtuous Republic: Montesquieu, Venice, and the Theory of Aristocratic Republicanism," in *Journal of the History of Ideas*, Vol.52 no.2 April-June, 1991, pp.245-268. なお君主政との相互連関という本稿の問題視角を離れて「共和政」自体の内在的分析を行なったものとしては、次のものを参照せよ。中村義知「モンテスキューの民主政論」『広島法学』第十六巻第三号、一九九三年。

(7) 共和主義者としてのモンテスキューの姿勢を強調したものとしては、以下のものを参照せよ。Keohane, *op. cit.*, pp.392-419 (chapter 14, Montesquieu: Constitutionalism and Civic Virtue); "Virtuous Republics and Glorious Monarchies: Two Models in Montesquieu's Political Thought," in *Political Studies*, Vol. 20, 1972.

(8) 文明化 (civilisation) について Jean Starobinski, "Le mot civilisation," in *Le temps de la réflexion*, no 4, Paris, Gallimard, 1983. (小池健男・川那部保明訳「病のうちなる治療薬——啓蒙の時代の人為に対する批判と正当化——」法政大学出版局、一九九三年、所収)

(9) 「専制」と「穏和政体」との対比については、川出良枝「恐怖の権力——『法の精神』における「専制」——」『思想』岩波書店、一九九〇年九月号 (no.795) 六五—八五頁を参照。なお「穏和政体」における「共和政」と「君主政」については、一(註(4))も参照せよ。

(10) ただし共和政の実現可能性を、モンテスキューが全面的に否定したわけではない。彼は一七三〇年代後半に「私は、プラトンの共和政を、実現不可能な理想的で純粹に想像上の事柄だと見なす人々には属さない。リュクルゴスの共和国「スパルタ」は、プラトンのそれと同様に実現困難に見える。にもかかわらずこの共和国は、極めて見事に実現し、華麗さと力強さの点において、知られている他のどの共和国よりも堅固であったから、というのが私の理由である。」と論じている(『わが所感』1208 [811])。また「法の精神」においても、オランダ、スイスなどの他にパラグアイでの存在を示唆している。しかし、「法の精神」での叙述は極めて限定的で、フランスにおける実現可能性に関しては、一貫して否定的である。

(11) 「共和主義者」および「貴族的反動」というモンテスキューの政治思想に関する解釈上の争点に関しては、次のものを参照せよ。古賀英三郎『モンテスキュー』講談社(人類の知的遺産39)、一九八二年。Albert Mathiez, "La Place de Montesquieu dans

「Histoire des Doctrines Politiques du XVIII<sup>e</sup> siècle», in *Annales Historiques de la Révolution française*, VII, 1930. 右のポイントをめぐる解釈は、フランス革命という後の歴史的な文脈に関する特定の歴史観を反映しているに過ぎないように思われる。この歴史観が、モンテスキューにとつての同時代的文脈とは、明確かつ直接的な関連を持たない以上、彼の政治思想の内在的検討という本稿の課題にとつては、あまり準拠すべき解釈ではないであろう。

(12) 例えば、ケーハンの場合、初期の論考において、君主政と共和政とを対比して論じながら、モンテスキューにおける両者の対照性への関心が、「政治的自由」の観点から「イギリス国制論」へと収束していくという解釈に傾いている。また後の論考においては、「立憲主義理論」「絶対主義」「公と私の二分法」という同時代における三つの思潮との関連を提起しており、それとの関連で興味深い議論も散見されるが、君主政と共和政との言語上の相互連関についての関心は希薄である。Keohane, "Virtuous Republics and Glorious Monarchies", *Philosophy and the State in France*, pp.392-419. またエリスの場合、君主政の議論と同時代の「新旧論争」との関連において興味深い指摘が随所に見られるが、ただ残念ながら、共和政の理念との相互連関という観点については、彼の論考の射程外であると言わざるをえない。Ellis, "Montesquieu's Modern Politics", また川出前掲論文は「専制との対比において「穏和政体」を扱うという問題視角のために、君主政と共和政との関係については、「括弧に入れられてい<sup>る</sup>」。

なお本稿は、第一編第六章の「イギリス国制」論を、政体論の検討において積極的に取り扱わないという立場を取る。しばしばこの章は、モンテスキューの政体論の結論的意味を持つものとして理解されてきた。右に挙げた初期のケーハンの例以外には、以下のものを参照。Robert Shackleton, "La Genèse de l'Esprit des Lois," in *Revue d'Histoire Littéraire de la France*, no. 52, 1952, pp.425-438, esp. p.438. モンテスキューの政治思想と三権分立との連続性の神話も、かなりの部分、この章の叙述に由来する。しかしながら、既にグランプレ・モリエールが明らかにしているように、むしろこの章は、後に展開された彼の政体論の出発点にあったものにすぎない。これを傍証するものとしては、この章が、「ローマ人盛衰原因論」と同時期に執筆されたという息子の証言も存在する(福鎌忠恕「モンテスキュー〔生涯と思想〕」全三巻、酒井書店、一九七五年、第三巻、三二八頁以下、とりわけ三四一頁を参照)。さらに、この章の「法の精神」全体に占める割合が、ごくわずかであることも指摘できるであろう。また、モンテスキュー自身、この章でイギリスにおける権力の相互抑制について語った最後のところで次のような消極的な見方を示している。「およそ人間的な事物には終りがあるように、我々の述べている国家も、その自由を失い、滅びるであろう。ローマも、スパルタも、カルタゴもまさしく滅んだのである。立法権力が執行権力よりも腐敗するとき、国家は滅びるであろう。」Jean Jacques Grandpré Molière, *La Théorie de la Constitution Anglaise chez Montesquieu*, Presse Universitaire de Leyde, 1972.

なお、ケーハンは、モンテスキューにおける共和政主義的側面を強調しながらも、共和政の理念、いわゆる「政治的人文主義 (civic humanism)」において強調された *vita activa* の側面は、フランスにおいて定着困難であったと主張している。Keohane, *Philosophy and the State in France*, pp.457-58. モンテスキューの同時代の思想的文脈として、共和主義・政治的人文主義の言語がどの程度定着していたかという争点に、本稿の段階では直接応えることはできない。そのため、本稿で取り上げる共和主義の理念あるいは言語は、「法の精神」において彼が適用したものに限定せざるをえなかった。

## 一 「穏和の精神」と「シツク政体」

ここではまず、共和政の理念からの逸脱現象を「君主政」概念に組み入れるにあたって、モンテスキューが前提としていた秩序観を確認することから始めよう。彼は、フランスに見られる習俗・生活様式などについて、それらが共和政の理念から逸脱しているか否かという視点から単純に評価することを避け、むしろ、それら諸要素の相互連関に焦点を合わせる。つまり、彼が着目するのは、諸要素の相互連関の中に一定の均衡が存在し、ある特定の要素が突出して画一化が進んだり極端な状態を生み出したりすることなく、「穏和の精神 (*esprit de modération*)」が保たれているか否かという点である。

穏和の精神が立法者の精神でなければならない。私が言うのはこのことであり、この書物を著したのも、専らこのことを証明するためであったと思われる。政治の善は、道徳の善と同じく、常に両極の間にある。<sup>1)</sup>(29—1)

穏和政体 (*gouvernement modéré*) を作るには、もろもろの権力を結合し、それらを調整し、緩和し、活動させなければならぬ。言わば一つの権力に底荷をつけ、もう一つの権力に対抗できる状態にしなければならない。これは、偶然によって作られることの稀な、また思慮だけで作られることも稀な、まさに立法の傑作である。(5—14)

この「穏和の精神」には、各要素間の対抗と相補とが前提となつてゐる。つまり、一見したところ良い効果を持つ要素であつても、それに対抗する要素が存在しなければ、言い換えれば何らかの相互連関の中に位置付けられなければ、「穏和の精神」は保持されないのである。したがつて、モンテスキューには、フランスに見られる既存の習俗や生活様式などを共和政に適合したものへとあえて人為的に変えることで、フランスの政体を栄光に満ち偉大で英雄的なものにしようとする「極めて骨の折れる」志向は見られない。むしろ彼は、そのような変革によつて、特定の要素が突出し、事物が画一化し、あるいは極端な状態が生じることを危惧する。

一つの悪を是正しようとする立法者は、往々にして、その是正のことしか考えない。彼の眼はこの目的に向かつて開かれ、数々の不都合に対しては閉ざされる。ひとたび悪が是正されると、人はもはや立法者の苛酷さしか見ない。しかし、この苛酷さが生ぜしめた欠陥は、その国家の中に残る。人心は腐敗し、専制政治に慣れてしまふ。<sup>2)</sup>(6—12)

「穏和の精神」が失われ、ある特定の要素が全面的に広がつたり突出したりすること、画一的狀態や極端な状態が出現すること、こうした事態は、モンテスキューが一貫して弾劾した「専制」の描写に最も典型的に示される。彼によれば「妥協も、修正も、和解も、期限も、等価物も、談判も、諫言も、全く存在しない」(3—10) 専制政は、「いわば一目瞭然であり、あらゆるところで画一的」である。そこでの静穏とは、「敵の占領が近い諸都市の沈黙」(5—14)にたとえられるように、活気がない代わりに「予見するすべもなく万事が突然に革命へと通ずる」(6—2) ものに他ならない。ここでは「名譽も地位も序列も等しく濫用され」(5—19)、君主は「どこでも同一であるような硬直した意思によつて統治する」ため、「全てが彼の足下で平板になる」(6—1)。このようにモンテスキューは、画一性は、適度

な活力を持った状態を持続させえず、極端な静穏あるいは極端な変動しか生み出さないものと考えていた。要するに、「穏和の精神」の喪失とは、「全てを破壊する時間」の陥穽へと道を開くものだった。

以上のような「専制」化の脅威が念頭にあったモンテスキューにとつて、「穏和の精神」の保持とは、様々な諸要素が併存し、したがって差異が可能な限り承認され、そしてその諸要素相互間に關係の網の目が張りめぐされていることであつた。この諸要素が織り成す複雑な網の目もたらず均衡を、彼は、共和政における公共性とは異質でありながら、にもかかわらず、「全てを破壊する時間」へと突入しない一定の完結した秩序として認識したのである。しかも、彼の考えでは、以上のような關係の網の目の中に位置付けられる限りに於いて、共和政の理念からの逸脱現象も、「君主政」の枠内に組み込むことができる。そしてその限りに於いて、共和政の「偉大さ」への到達のために「徳」へ過剰に傾斜するという、共和政の言語を嚴格に適用することによつて生じるコストを軽減することもできる(3—5)。

彼は、画一的狀態や極端な状態を回避して、むしろ積極的に一定の差異を承認することによつて、「徳」によつてもたらされる共和政の「偉大さ」とは異質の活力が、その差異相互の均衡の中から生み出されることに期待したのであつた。

こうした「穏和の精神」と適合的な「君主政」を提示するにあたつて、モンテスキューは、その歴史的起源を、共和政を理論づける際に主として援用した古典古代とは別のところに求めている。「我々が知っている諸君主政の最初の見取り図」として彼が依拠したのは、「ゴシック政体 (gouvernement gothique)」と呼ばれるものである。彼はそれを次のように描写している。

最初、それ「ゴシック政体」は貴族政と君主政との混合であり、そこでは下層民が奴隷であるという不都合があつたが、それは自己の中により良くなる能力をもつ政体であつた。奴隷に解放状を与える慣習が生れ、まもなく人民の市民的

(*critic*)自由、貴族と聖職者の特典、国王の権力の三者がよく協調を保ち、この協調の続いた時代のヨーロッパ各地の政体ほど見事に節度ある政体がかつてこの地上にあつたとは思われない程である。そして征服者である人民の政体の転化が、人間の想像しうる最良の種類の政体を形成したことは、驚嘆すべきことである。(11—8)

この「ゴシック政体」とは、一者、少数者、多数者による協調によつて成り立つ混合政体を念頭に置いた表現である。そしてこの「ゴシック」という表現が示唆するように、この政体を議論するに際してモンテスキューが歴史的に依拠するのは、その典型例としてしばしば論じられ、またその安定と繁栄によつて有名なベネツィアではなく、「ローマ帝国を征服したゲルマン諸民族」によつて打ち立てられたヨーロッパ各地の王国である。ここでは、人民、貴族(聖職者)、君主という三身分のそれぞれ固有の役割の中に、諸要素が織り込まれ、三身分相互の対抗によつて均衡が生じることが期待されているのである。

このような「ゴシック政体」の概念の中には、実のところ、すでにモンテスキューにおける共和政の理念からの逸脱現象が組み込まれている。まず権力を一人の君主が掌握するという構図は、共和政において、「人民が全員あるいはその一部のみが最高権力を持つ」のとは対照的である。また共和政では構成員の関心が同一であることが要求されるのに対し、君主政では、諸要素が併存し、その要素が各身分の固有の多様な関心と結び付いている。またこの多元性や、諸身分の併存と均衡が達成されるだけの国家規模は、共和政の小国家より遙かに大きい中程度のものである。<sup>(3)</sup>

以上のような共和政の理念からの逸脱にも関わらず、モンテスキューは、諸身分にそれぞれ固有の役割を想定することによつて、君主政が、共和政・専制に比して、幾つかの利点を備えていると主張する。君主政は、複数の身分が君主の下に存在するため、画一性の支配する専制に比べて「国家はより安定的であり、国制もより強固であり、統治者の一身も安全である」(5—11)。さらに君主政が共和政に対して、主張しうる利点とは、「公務が一人によつて処理

されるから執行がより一層の敏速さを持つ」(5—10) 点に求められる。さらにこうした利点は、國王顧問會議を構成する四人か五人の大臣が、情熱を持つて事件を処理することによって補われている(6—6)。

以上の君主政の叙述に関して示唆的なのは、「ゴシック政体」について論じた章を、モンテスキューが「古代人は君主政について明確な觀念を何故持たなかつたか」と題していることである。彼は、古代人の政治的經驗に依拠する共和政と専制との對抗という視座に、古典古代以後におけるヨーロッパの政治的・歴史的經驗を組み入れることで、この視座自体の修正を図っている。彼は、アリストテレスの君主政概念を批判することで、古典古代における君主政の含意を排除しながら、古典古代の共和政理念とは別のヨーロッパの現実政治において適用可能な政体概念として「君主政」を構想するのである。次の二ではこの「君主政」概念に、彼がいかなる逸脱現象を組み入れているかについて、主として商業活動の観点から論じよう。

(1) この点については、他にも次のように論じた箇所もある。「諸国民のさまざまな性格には、美德と悪徳、長所と短所とが混じり合っている。幸運な混合とは、大きな利点がそこから生み出されるような混合であるが、しばしば人はそれらの利点が気付かない」(19—10)。ここでの権力抑制のあり方は、有名な第一編第六章の「イギリス国制」論における立法権力、執行権力、司法権力の相互抑制に留まらない。なお「はじめに」の註(12)も参照せよ。

(2) モンテスキューは、既に『ローマ人盛衰原因論』第九章で、次のように述べていた。「政治体において結合と呼ばれるものも、非常に曖昧である。真の結合は調和に基づくものであって、あらゆる部分が、我々にはどのように対立して見えようとも、社会的な全体的福祉のために協力している。それはちょうど、音楽において不協和音が全体の調和に加わっているようなものである。混乱しか認められないと思われる国家に、結合が存在しているということもありうる。すなわち、それのみが真の平和である幸福をもたらす調和の存在である。それはまた、宇宙の諸部分が、あるものの作用と他のものの反作用によって、永久に結び付けられているようなものである。また『法の精神』には、次のような叙述もある。「極端に幸福な人間も、極端に不幸な人間も、同様に冷酷になりやすい。修道士と征服者とがその証拠である。優しさと哀れみをもたらすのは、穏和および幸運と悪運との混合のみである」



(6—9)。

(3) 総督、一〇人評議会(あるいは元老院)、大評議会という、君主政、貴族政、民主政の原理を巧妙に混合することによって、ヴェネツィアが長期にわたって安定と自由を獲得したという「ヴェネツィアの神話 mito di Venezia」は、アムロ・ド・ラ・ウーサー(Abraham Nicolas Amelet de la Housaye)の著作『ヴェネツィアの統治について』(Histoire du gouvernement de Venise, Paris, 1676)の登場場によって、見直されることになった。また、この著作からモンテスキューは、ヴェネツィアを混合政体の完全な典型としてではなく、むしろ貴族政あるいは寡頭政として見る視点を学んだとされる。Carrithers, *op. cit.*, pp.249-251. なお混合政体というヴェネツィア認識については、次のものを参照。J. G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton, 1975, pp.272-330 (chapter 9, Giannotti and Contarini : Venice as Concept and as Myth)。

(4) ただし「穏和の精神」が共和政に全く欠けているとまでは言い切れない。モンテスキューは、第八編八章において共和政も「穏和政体」に分類しているからである。にもかかわらず「法の精神」における共和政を「穏和の精神」を欠き、専制に近い特徴を持つものとして指摘する論者もある。Keohane, *Philosophy and the State in France*, p.410. また、徳を狂信として批判し、商業については洗練をもたらすものとして肯定した「自由主義的パライダム」の陣営にモンテスキューを位置付け、いわゆる「政治的人文主義」と対置させたポーロツクの見解も参照せよ。Pocock, “Cambridge paradigms and Scotch philosophers: a study of the relations between the civic humanist and the civil jurisprudential interpretation of eighteenth-century social thought,” in Isravan Hont, and Michael Ignatieff (ed.), *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, Cambridge, 1983, pp.235-252. (水田洋・杉山忠平監訳『富と徳——スコットランド啓蒙における経済学の形成——』未来社、所収の第九論文)

(5) 君主政の規模に関しモンテスキューは、第八編第一七章で次のように論じている。「君主政の国家は、中程度の大ききでなければならぬ。それが小さいと、共和政になってしまうであろう。非常に広大であれば、国家の重臣たちは、自ら強大であつて、君公の眼のとどく所にはなく、君公の宮廷外に自らの宮廷を持ち、その上法と習俗によつて性急な処分から守られているから、服従しなくなることもありうるだろう。」「改行」…だから、カルル大帝は帝国を建設するやいなや、それを分割しなければならなかつた。」「さらに第二〇章では、「中程度の国家の特質は、一人の君主に服従すること」であるとも論じている。

(6) 諸身分の協調的な混合や権力の相互抑制といった視点が導入されたモンテスキューの君主政概念は、古典古代以来の混合政体論の系譜にあるとも考えられる。しかしながら彼自身は、古典的議論からの離脱を宣言している。彼は君主政に関する従来の議論

を次のように批判している。「アリストテレスが君主政を論ずる際の当惑がありありと見える。彼は五種類の君主政を設定していた。彼はそれを区別するのに、国制の形態によらないで、君公の美德や悪徳のような偶然的な事柄によるか、あるいは、僭主政の篡奪や僭主政の継承のような異常な事柄によっている。「改行」アリストテレスはペルシャ人の帝国もスバルタ王国も君主政の仲間に入れてゐる。だが、一方が専制国家で、他方が共和政であったことの分らない者がいようか。「改行」古代人は、一人統治における三つの権力「立法・執行・裁判権力」の配分を知らなかつたので、君主政について正しい観念を持つことができなかったのである」(11—9)。「二人統治を緩和するのに、エペイロスの王アリパスは共和政しか考えつかなかつた」(11—10)。

## 二 「奢侈に基づく商業」

すでに本稿の冒頭で述べたように、「共和政」の理念における規範的要求からの逸脱には、各市民の「徳」を失わせ、「全てを破壊する時間」の陥穽へと道を開くものが含まれていた。たとえば、私的利益の追求を前提とする商業活動は、「徳」が祖国愛であり平等や質素への愛である限りにおいて、消極的な性格を帯びざるをえない。共和政においては、「商業の精神」は、「人に自分の利益を必ずしも執拗に主張せず、他人の利益をはかつて自分の利益を顧慮しないようにさせる」徳と対立するものであり(20—2)、「習俗を墮落させる」ものである(20—1)。以上の帰結として、「共和政」における財産の不平等は禁じられ、その所有には厳格な制約が課せられ、財産の余剰としての奢侈が禁止される必要があつた。実際、モンテスキューの考えでは、「徳」が失われた共和政は、利己的な個人から成るアナキーでしかなかつた。

共和政において奢侈が確立されるにつれ、人心は個人的な利益に向かう。必要なもの以外は何も要らない人々にとって、は、祖国の栄光と自分自身の栄光以外に望むべきものは残らない。しかし、奢侈によって腐敗した魂は、その他の多くの欲

求を持ち、やがて、自分を邪魔する法に対して敵となるに至る…。

ローマ人が腐敗するや否や、彼らの欲望は巨大なものとなった。…一般的な激情によって、全ての人が逸業におもむいた時、徳はどうなったであろうか。(7-12)

野心がそれを受け入れることのできる心の中に入り込み、守銭奴根性が万人の中に入り込む。欲望は次々と対象を変え、人はかつて愛していたものもはや愛さず、法によって自由であったのに、法に反して自由であろうとする。各市民は自分の主人の家から逃げ出した奴隷みたいなものである。かつて格率であったものを人は厳しきと呼び、かつて規則であったものを人は束縛と呼ぶ。そこにおいては、かつて注意であったものを人は恐れと呼ぶ。かつては守銭奴根性は質素のことであつて、所有欲ではなかつた。昔は個々人の財産は公共の財源をなしていたが、当今では公共の財源が個々人の家産になつてゐる。共和政は抜け殻であり、その力もはや幾人かの市民の権力と万人の放恣とであるにすぎない。(3-13)

これが、モンテスキューが描くところの「徳」の喪失した共和政の行く末である。

ところが、モンテスキューは、共和政においては徳の喪失と見なされる状態を、君主政においては、むしろ肯定的な視点から扱っている。君主政における首都に関する議論を見てみよう。ここでは、本来は「徳」の喪失状態とも言うべきものを、君主政が前提としている諸要素の關係の網の目の中に組み入れることで、その機能的メリットを浮び上からせ、それによつて倫理的批判を回避しようとする彼の姿勢がうかがえる。彼によれば、人は一ヶ所に集まると、ますます多くの欲望や必要や幻想、さらには「虚栄心 (vanité)」を持つようになる。その結果として、自分を目立たせようとする欲望を満たすものとして、「奢侈 (luxe)」の重要性がますます高まり、商業が拡大する(7-11)という。つまり君主政では「虚栄心」の存在によつて、奢侈品の消費が促され、その結果商業活動が活性化すると、彼は認識している。

モンテスキューは、こうした奢侈品の消費を前提とする商業活動のあり方を、「奢侈に基づく商業 (commerce de

「luxé」と呼び、君主政の中でむしろ積極的な役割を演じるものとして位置付ける。「奢侈に基づく商業」は、「余分なものを有用なものにし、有用なものが必要なものにする」(20—23)ことで、臣民に「その自負、その楽しみ、その気紛れに役立ちうるのなら何でも得させてやること」(20—4)ができ、したがって各人の「虚栄心」を有益な方向性を与えつつ充足する作用を持っている。こうして「商業に関する法は、まさにこの法が習俗を墮落させると同じ理由で、習俗を改善することができる」(20—1)のである。

モンテスキューは、この「奢侈に基づく商業」を、その他一連の逸脱現象と結び付けながら、君主政の中に動的な秩序が存在することを指摘する。まず、財産・土地所有の不平等との関連を見てみよう。彼によれば、財産・土地所有の不平等は、それ自体としては、持たざる者の生計の機会を奪うことになり、人口減少の危機を生み出す。しかし、もし「虚栄心」に動機付けられた奢侈品の消費拡大が行われるならば、その奢侈品を生産する新たな労働需要が生み出され、その結果、貧困の下にあつて自らの財産によつて生計をうることできない者に、労働による生計への道が開かれることになる。したがって、「奢侈に基づく商業」は、財産・土地の不平等に由来する人口減少を阻止する効果を持つとして、彼は次のように論じている。

今日の我々の国々では、土地は不平等に分配されている。これらの土地はそれを耕す者が消費しうるよりも多くの果実を産む。そして、そこで技芸が軽視され、人々が農業のみに執着すれば、その国の人口は殖えない。耕作したり耕作させたりする人々は、余剰の産物が出れば、次の年には働く必要を全然持たない。それらの果実が無為に過ぐす人によつて消費されることはないであろう。なぜなら無為に過ぐす人は、それを買うためのものを持たないから。そこで農夫にも手工業者にも果実が消費されるためには、技芸が確立しなくてはならない。要するに、これらの国では、多くの人々が、自分たちに必要である以上に耕作する必要がある。このために彼らに余剰を持ちたいという欲望を起させねばならない。しかし、それを起させざるものは、手工業者しかない。(23—15)

君主政の国制によつて、富はここでは不平等に分割されるから、奢侈が存在するのはいたつて当然である。富者達がそこで多くを消費しないならば、貧者たちは餓死してしまふであらう。(7—4)

さらに「奢侈に基づく商業」は、手工業者によつて新しい商品を生み出し、「国内商業を増大させ、技芸を助長し、産業を維持する」という効果を生み出すだけでなく、「新しい生活手段が得られるに比例して」市民の数を増加させるのにも貢献する(21—16)。また「虚栄心」による奢侈品の消費拡大、さらに、海外との貿易による輸出入の拡大によつて、君主政には、「より多くの消費、技芸を用いるより多くの事物、より多くの被雇用者、より多くの権力を獲得する手段が存在するようになる」(20—23)。こうして、「虚栄心」は、共和政理念からの逸脱現象である「奢侈に基づく商業」や土地・財産の不平等と結び付きながらも、勤勉、技芸、流行、懇懃さ、趣味などの「利点」を導くことができる(19—9)。

このように、君主政においては、共和政における「徳」が喪失しているとしても、それに代わつて奢侈品を消費する原動力となる「虚栄心」が、重要な位置を占めることになる。モンテスキューが「共和政は奢侈によつて終わり、君主政は貧困によつて終わる」(7—4)と語るのは、こうした文脈においてである。彼の考えでは、土地の平等な分配という共和政的な手法が持つコストを払うことなく、むしろ土地所有の不平等から、君主政の安定と繁栄を引き出すことが可能だったのである。

「奢侈に基づく商業」は、君主政との関係の中に位置付けられるだけにとどまらず、それ自体としても固有の積極的な役割を演じる。まずモンテスキューによれば、商業は平和を促進する効果を持つ。

商業の自然の効果は、平和へと向かわせることである。一緒に商売をする二国民は、互いに相寄り相助けるようになる。

一方が買うことに利益を持てば、他方は売ることにより利益をもつ。そして全ての結合は、相互の必要に基づいている。  
(20—2)

さらにここで、『法の精神』全体のモチーフとの関連で重要な、商業の効果についても指摘しておく必要がある。それは、商業が、貴族の中間権力と同様に、君主の専制化傾向に対して持つ歯止の効果である。モンテスキューは富を、「土地」と「動産」とに分け、土地については、各国家に個別に属するものとしている。他方、後者の「金銭、約束手形、為替手形、会社の株式、船舶、あらゆる商品などの動産」は、「世界全体に属し、世界はこの関係では、その中に全ての社会を構成員とした、ただ一個の国家であるに過ぎない」(20—23)。彼によれば、この動産を中心とした「奢侈に基づく商業」が、輸出入の拡大に伴って一国家の枠を抜け出ると、君主は権力行使の態様を変化させざるをえなくなる。

モンテスキューによれば、この点で決定的だったのは、ユダヤ人による「為替手形 (lettre de change)」の発明であった。従来、君主たちの強欲のためにしばしば富の強奪の憂き目に会っていた商業は、この「為替手形」によって、君主の権力行使の及ばない領域に確立することになったのである。

このとき以来、君公たちは彼ら自身思いもかけなかったほどの賢明さをもって身を処さなければならなかった。というのは、結果から見て大がかりな強権発動は非常に拙劣だと分かったので、繁栄を与えるのは統治の良好さだけであることが、一般に承認された経験となったからである。

こうしてマキャヴェリズムからの立ち直りが始まり、その回復は日ごとに進んで行くであろう。顧問会議にはもっと穏和さが必要である。かつて非常大権 (coups d'Etat) と呼ばれていたものは、今日では恐怖を別にすれば、無謀に過ぎないと見られるであろう。(21—20)

為替が君主による権力の恣意的行使を阻む要因であることは、他でも言及されている。「ペルシャ人の手紙」では、悪貨鑄造によって、廷臣を支配するための財源を好きなように拡大する君主の横暴が嘆かれていた。<sup>(4)</sup>しかし、商業・交易の発展に伴う為替相場の確立によって、銀行家が「世界の全ての貨幣を比較して、それらを適正な価格に置く」ことが可能となると、悪貨鑄造は、自国の貨幣の対外的価値の低下、ひいては国力の低下を引き起こすことになった。こうして、「為替相場は大きな強権発動を、あるいは少なくとも大きな強権発動の成功を、遠ざけた」<sup>(5)</sup>のである。

(1) モンテスキューの定義によれば、奢侈とは「常に資産の不平等に比例している」もので、「他人の労働によって自分が獲得する安楽の上のみ基礎づけられるもの」であり、「生存上必要なもの」以外の富を指す。彼は「奢侈は国家の富と、個人の資産の不平等と、一定地域に集まる人の数という三つのものに複比例する」(7-1)とも論じている。なおモンテスキューの「奢侈」概念や、商業活動の進展による奢侈や虚栄心の評価をめぐる「新旧論争」については、以下のものも参照。Hans Körtum, "Frugalité et luxe à travers la querelle des anciens et des modernes," in *Studies on Voltaire and the Eighteenth Century*, Vol.56, 1967, pp.765-775; Albert O. Hirschman, *The Passions and the Interests: Political Arguments for Capitalism before Its Triumph*, Princeton, 1977, pp.70-81. (佐々木毅・且祐介訳『情念の政治経済学』法政大学出版局、一九八六年、所収)、木崎喜代治『フランス政治経済学の生成——経済・政治・財政の諸範疇をめぐって——』未来社、一九七六年、五九頁以下。

(2) 『法の精神』には、この他にも次のような論述が見られる。「法は、この政体の構造がもたらしうる全ての商業を助成しなければならぬ。臣民が減びることなしに、君公とその宮廷との常によみがえる欲求を満足させることができるように」(5-9)。「君主国家が維持されるためには、奢侈は、農夫から手工業者、商人、貴族、役職者、大領主、大徴税請負人、君公へと次第に増加していかなければならない」(7-4)。

(3) モンテスキューは、第二〇編一章において、商業が『法の精神』が予定した枠組を超えて、それ自体論じるに足ると主題であることを示唆している。

(4) 『ペルシャ人の手紙』の第二四の手紙で、モンテスキューは、君主を「たいした魔法使い」であるとしている。彼によれば、君主は、王室の金庫に百万エキュの金しかないのに、二百万必要だという時には、金銀貨の改鑄によって、一エキュは二エキュの価

値があると臣民に信じ込ませ、また一枚の紙すなわち金なりと臣民に信じ込ませることによって、その財産を無尽蔵なものにして  
いる。

(5) この視点とは逆に、商業・経済活動の進展を阻むものとして、君主の権力行使の態様が批判されている記述も見られる。モンテスキューによれば、君主たちは、相互に「途方もなく多数の軍隊」を保持することで、「万人対万人の緊張状態」を産み出している。そのためヨーロッパはひどく疲弊し、イギリス、フランス、オランダという「最も富裕な三列強」の下で、個々人は生活の糧を欠くことになるし、「全世界の富と貿易とを制しながら貧困である」ことになる(13—17)。

### 三 商業活動批判

これまで検討してきた「奢侈に基づく商業」論には、「大いに消費し、立派な品物にしか目が無い」(20—4)個人による私的利益の追求が、他の者の労働の機会を拡大することを通じて、「意図せざる結果」として普遍的利益へと向かうという、国民経済学(economie politique)の議論を想起させるものがある。事実、モンテスキューは、「虚栄心」を「政体にとっての良いバネ」だとはつきり肯定さえしている。また、これとの関連で、奢侈に関する議論の原注に、「私人の悪徳、公共の利益」という有名かつ共和主義理念に敵対的な副題を持つマンデヴィルの『蜂の寓話』が参照されていることも注目されよう。<sup>(1)</sup>

しかしながら、ここで看過してはならないのは、モンテスキューが、「虚栄心」や「奢侈に基づく商業」に難点が存在することに對しても自覚的であった、ということである。

自分を目立たせようとする結果、全てが平等となり、もはや誰も目立たなくなる。全てのひとが注目してもらいたいと望むので、誰も気にされなくなる。



これら全ての事から、一般的な不便が生ずる。ある職業に秀でた人々は、自分の技術に望みどおりの価格を付ける。才能の最も貧弱な者達もこの例に倣う。必要と財力との間の調和が、もはや存在しなくなる。私がどうしても訴えを起こさなければならぬ時は、弁護士に支払いができればならない。私が病氣の時は、医者を頼むことができなければならぬ。  
(7-1)

またモンテスキューは、君主政における質的差異、とりわけ諸身分が、それぞれの所有する貨幣や財産の多寡によって評価されてしまう危険も指摘している。彼はこの観点から、たとえば「商業の精神」が蔓延するオランダについて、次のような警告を発している。

商業の精神の影響しか受けていない国では、あらゆる人間行動やあらゆる道徳的徳が取引の対象となる。人間性が求めるどんな小さな事柄でも、そこでは金銭と引き換えになされたり与えられたりする。(20-2)

こうした事態は、モンテスキューの若い頃フランスでも、ジョン・ローのシステム崩壊という形で、経験されたものでもあった。<sup>(2)</sup> 彼が、「虚栄心」や「商業の精神」を、道徳的安定性を破壊する契機としても認識していたことは、彼の徴税請負人批判に典型的に示されている。

「徴税請負人 (traitants, fermier)」は、王に対して契約金を収めることで、間接税徴収業務を委任されており、当時国家の歳入に重要な位置を占めていた。彼らが一年間に実際に徴収しえた額と、王との契約金との差額が、彼らの主たる利益となるが、この利益は、一連の規制の強化にもかかわらず莫大なものだったという。<sup>(3)</sup> モンテスキューは、この徴税請負人を、他者との相互関係なしに、利益追求そのものを自己目的化している存在として、その利己性を厳しく非難した。彼によれば、徴税請負人が従事しているのは、「利得だけを目的とし、それしか目的としない職業、常

に要求し他人からはなにも要求されない職業、富のみか貧困そのものをもまた貧困にする陰険で情け容赦のない職業」であり、彼らは「貪欲」なうえに「不幸の中に不幸をまき散らし」、「公の欠乏から公の欠乏を生じさ」（11—18）せていた。しかも、彼らによる富の獲得のあり方は、商業における勤労や競争心を促進するものとは言えなかつた。

人民が徴税請負人をごまかす立場に置かれれば置かれるほど、徴税請負人は富み、人民は貧しくなる。脱税を阻止するためには、徴税請負人に異常な抑圧手段を与えなければならず、そうすれば全ては失われる。（13—8）

モンテスキューにとつてさらに許し難いのは、「生まれは誰よりも卑しいのだが、それだけ富では誰にも勝っている」徴税請負人が、その富によつて尊敬される職業となつてゐること、すなわち、財産が莫大であるという根拠にのみ基づいて評価されてゐることである。彼らに対する尊敬は、貴族であるという身分的根拠には全く基づいていないのである。<sup>(4)</sup>

徴税請負人という儲けの多い職業が、さらにその富によつて尊敬される職業となるとき、全ては失われる。…彼ら以上に、この政体「君主政」の精神に反するものはない。ほかの全ての身分が、屈辱感にとらえられる。君主政における名譽は、その尊敬の全てを失ひ、自分を際立たせるための自然でゆつたりとした諸手段は、もはや人の心を打たない。そうなれば政体はその原理に打撃を受けるのである。

確かに過去の時代にも、世人の肩をひそめさせる財産が見られた。それは五〇年にわたる戦争のもたらした災厄の一つであつた。しかし、これらの富はその当時笑うべきものと見られたのに、今日の我々は、それらに感心してゐるのである。

(13—20)

このように、モンテスキューにとつて徴税請負人は、所有する富の多寡という量的な基準のみを評価の根拠としてしまふ、画一化された世界の先導者として映つたのであつた。

徴税請負人への批判は、さらに、利己的な彼らが権力を獲得した際の、その権力行使の過酷さに対しても向けられている。モンテスキューによれば、貴族が担うべき裁判権力を徴税請負人によつて篡奪されたローマは、「もはや徳も治安も法も役職も役人も存在しなかつた」。したがつて、彼は、徴税請負人を裁判役から「敵に対する用心深さをもつて」排除したフランスの古い法を称賛し(11—18)、「このような人々は、裁判権力を与えられるどころか、絶えず裁判役の監視下におかれるべきであつたらう」とさえ述べている。

こうした徴税請負人批判に示されるように、モンテスキューは、商業活動への自らの肯定的態度に明確な限定を加えていた。道徳の善と同じく、政治においても、あらゆる極端さの中間地点としての「穏和の精神」を求めた彼にとつて、商業、及びそれがもたらす富の価値尺度が、国制の全域に排他的に及ぶことは、容認し難い事態であつた。それは彼の考えでは、君主の専制化とは次元を異にするとしても、やはり「全てを破壊する時間」の陥穽へと道を開くものだった。彼が、商業活動の効用をどれほど積極的に評価したとしても、それは諸事物の關係の網の目の中に位置付けられうる限りのことであり、したがつて商業活動が、何らかの對抗要素によつて補充されるべき存在であることには、変わりがなかつた。そして商業活動に對抗するものとして、モンテスキューが想定したもののこそ、彼自身が属する貴族階級だったのである。彼は、貴族身分に商業活動における利己心を越えた、あるいはそれとは異質の何物かを求めることによつて、商業活動それ自体さえも、身分社会と言ふ關係の網の目の中に押し止めようとしたのであつた。

モンテスキューが、貴族に対して商業活動への従事を禁じたのは、このような観点から商業活動と貴族とを對抗させるためであつた。商業活動の担い手は、もつぱら「人民」(5—9)あるいは「労働者や商人を構成すべき第三身分」(22—14)に限定されねばならない。<sup>(5)</sup> 彼によれば、貴族が商業を行えば、「商業には何の利益にもならず、貴族団を破壊

する手段となる」(20―22)ばかりでなく、「君主政体を弱めるのに最も寄与する」ことにすらなる(20―21)。「国家の諸身分をより永続的にする」(5―19)ことを重視し、また商業活動固有の難点を自覚し、商業活動とは別の要素によって対抗させようとしたモンテスキューにとつて、貴族と貴族でないものとの厳格な区分は、枢要なことであつた。ここにも、差異を承認しつつ異なつた諸要素間の相互均衡としての「穩和の精神」を保持しようする彼の姿勢を確認することができる。ただし注意すべきなのは、彼が「国家の諸身分」によつて、各人が代々自らの職業に固定化されることまでは求めていないことである。彼はあくまでも、身分社会という外枠の構造を維持しさえすれば、言い換えれば、商業活動を行なう第三身分と貴族とを集団として対抗させれば、何らかの効果が十分に期待できると考えたのであつた。

商業活動に貴族を対置させることで、商業活動にいかなる効果が期待できるのであろうか。この点で注目すべきは、両者の接点となる売官制である。モンテスキューは、大商人が貴族の称号を得ることのできる現行の売官制度を、容認する立場をとる。この売官制によつてモンテスキューが期待するのは、まず「競争心」を持ち、貴族の称号を獲得しようとする希望によつて、現在従事している職業をより良く営もうとする第三身分、とりわけ大商人の活性化である。

大商人は、そこ「君主政」では貴族ではないが、貴族になることができる。彼らは、それによる現実の不都合を持つことなく、貴族の称号を取得する希望を持っている…。

貨幣を対価として貴族身分を獲得しうらうようになっていると、大商人は、これに達しうる地位に自分を置くために大いに努力する。(20―22)

こうして売官制は、何よりもまず、商業活動に積極的に励む動機付けとなる点によって評価される。モンテスキューは、貴族の称号を獲得しようとする者に、「勤勉」さと商業活動を成功へと導く「充分な能力」を求めており、これらの特徴は、彼によれば「この種の政体が大いに必要とするもの」でもあった(5-19/20-22)。

このように、商業活動における利益追求は、第三身分が貴族の官職を買うことによって「貴族」化するための手段的側面をも合わせ持つている。つまり、モンテスキューによれば、商業活動における利益追求とは、徴税請負人のように自己目的化されるべきものではなく、身分社会における貴族の卓越性と上位身分への上昇志向性とに関係付けられるべきものである。このような利益追求を、仮に利己心と呼ぶとしても、それは単なる利己心ではなく、むしろ貴族階級との関係を常に意識した一種の「啓発された」利己心と言つてよいであろう。

たしかに、モンテスキューは官職と富とを結び付ける売官制に、無批判であつたわけではない。彼は、「船中において、金次第で、ある者を水先案内にしたり、水夫にしたりするようなものだ」というプラトンの売官制批判を紹介している。モンテスキューは、「プラトンは徳を基礎とする共和政について述べているのであり、我々は君主政について述べているのである」と反論しながらも、売官制によつて「富に徳という価値を付与するのが良いのかどうか」についてやはり疑問の余地があることを暗に認めている。商業活動によつて台頭した第三身分が、自らの属性をそのままにして政治に携わるといふ危険性をはらんだ契機は、売官制それ自体の中に少なくとも社会的可能性としては潜在していたのである。

第三身分の貴族化についてモンテスキューが、「この職業から脱出する」とか「自分の職業を捨てる」などと慎重に表現し、さらに「自分の職業で傑出した者が他の職業に達する」といった上昇を意味する用法を採用したのは、こうした可能性を封じ込めようとする配慮が働いていたためとも考えられる。とはいえ、この記述では、貴族と第三身分との属性を持つ価値の優劣は明白であり、そうした価値序列の認識を君主政の構成員全体が共有していることを、彼

は売官制の議論の前提としている。彼は、第三身分の者が貴族の称号を獲得した後、貴族として必要な資質や生活様式を逸脱する余地や、その逸脱を矯正する機会についてあえて論じようとはしない。彼は、貴族の官職を買った第三身分の貴族化を、自明視した。こうした取り扱いから判断すると、彼にとってこの局面における富と貴族階級との矛盾は、ありうるとしても利己的な徴税請負人の場合ほど、現実には深刻化していなかった、と見てよいであろう。<sup>(6)</sup>

(1) マンデヴィルの著作が、いわゆる「政治的人文主義」との連関において有した政治的含意については、以下を参照。M. M. Goldsmith, "Liberty, Luxury, and the pursuit of happiness", in Anthony Pagden (ed.), *The Languages of Political Theory in Early-Modern Europe*. Cambridge, 1987, pp.225-251. 高濱俊幸「マンデヴィルにおける政治——善後、分業、統治機構論を中心に——」『東京都立大学法学会雑誌』第三〇巻第一号（一九八九年）、五一—五二頁。

(2) 王債の累積問題に対し、スコットランド生まれのJ・ローは、銀行と独占貿易会社（インド会社、元のミシシッピ会社）を組み合わせた「システム」によって償還を図ろうとした。この「システム」は、株への例を見ない投機熱を喚起し、最高時には株価をその額の三六倍にも跳ね上がらせた後、一連の財政政策のつまずきから「ミシシッピの泡沫」となって崩壊した。「ベルシヤ人の手紙」の第九八、第一三二、第一三八、第一四二、第一四五の手紙では、このローのシステム崩壊にまつわるフランスの秩序の混乱や習俗の腐敗の様子が生々しく描写されている。またモンテスキューは、「法の精神」においても、次のように論じている。「ロー氏は、共和政の国制についても、君主政の国制についても、等しく無知であったことよって、ヨーロッパでなお見られる専制政治の最大の唱導者たちの一人となった。彼の行ったあの唐突で異常で前代未聞の変革の他に、彼は中間諸身分を排除し、もろもろの政治団体を根絶しようとした。彼はそうした空想じみた払い戻しによって、君主政を崩壊せしめ、そして君主政の国制そのものを買戻そうとしているかのように思われた」（2—4）。

(3) George T. Matthews, *The Royal General Farms in Eighteenth-Century France*. Columbia U.P., New York, 1958; Yves Durand, *Les Fermiers Généraux au XVIII<sup>e</sup> siècle*. Presses Universitaires de France, Paris, 1971. 平井壽章「18世紀のフランスの総徴税請負人」『広島経済大学経済研究論集』第五巻第一号（一九八二年）七三—一〇一頁。

(4) 『ベルシヤ人の手紙』第四八の手紙。ただし徴税請負人の全てが、貴族身分に属していなかった訳ではない。総徴税請負人の多くは、既に貴族であるか、特定の官職を得て、その職を二〇年あるいは親子二代で四〇年間保持することで、貴族の地位を獲得す

る途上にあつた。なかでも、法服貴族としての彼らの数は増加し、さらに帯剣・法服貴族との婚姻によって従来の貴族との融合も進みつつあつた。平井前掲論文、九五、九八―九九頁。および木崎喜代治「フランス18世紀の貴族階級——準備的外観——」『松山大学論集』第二巻第五号（一九九〇年）二八九頁。

- (5) 彼によれば、「貴族が君主政において商業を営むのは、商業の精神に反している」(20―21)。そればかりでなく、「貴族が君主政において商業を営むのは、君主政の精神に反している。イギリスで貴族に商業を許している慣行は、この国において君主政体を弱めるのに最も寄与したことの一つである」(20―21)。木崎氏によれば、「広い意味での商業活動、資金の支払いを受けるような労働、および肉体労働は貴族身分を傷付ける」ため、貴族称号の剝奪原因とされた。しかし「種々の例外」があり、「鉱山業、ガラス業、外国貿易、卸売業は早くから貴族身分毀損の対象外とされ」、農業についても、「自己の所有地の経営である場合は許されていた」とされる。木崎前掲論文、二九八頁。モンテスキュー自身も、自分とその妻が所有するボルドーの地所で、葡萄酒の製造を行っており、主としてイギリスに出荷していた。Shackleton, *Montesquieu: A Critical Biography*, Oxford, 1961, pp.200 et s. なお、モンテスキューの貴族商業禁止論のその後の影響については、次のものを参照せよ。木崎「フランス貴族商業論のひとこま(上・下・補)」『経済論叢』第一二三巻第四・五号、第二二四巻第一・二号（一九七九年）、第二二五巻第三号（一九八〇年）。
- (6) ここでのモンテスキューの叙述は、商業活動に従事する当時の第三身分の一般傾向とも符合する。商業活動によって富を得た「ブルジョワ」は、土地、官職、年金などを入手することによって、実際に貴族身分となるに従って、貴族的生活様式に移行していったとされる。Colin Lucas, "Nobles, Bourgeois and the Origins of the French Revolution," *Past and Present*, no.60, August, 1973, pp.89 et s. もともと、モンテスキューの「名譽」を商業活動自体よりも卓越した価値と見なすことを前提としているが、実際の「ブルジョワ」の側の行動は、こうした価値観を前提とする一方で、信用制度の未発達による商業活動それ自体の不安定性に対して、土地所有を信用の保証とするという経済的理由にも基づいていたことが指摘されている。J.P. Hirsch, "Les Milieux de commerce, l'esprit de système et le pouvoir, à la veille de la Revolution," *Annales E. S. C.* nov.-déc. 1975, pp.1352-57. なお、モンテスキューにも見られる以上の価値観については、ハーシュマンが次のように指摘している点は、注目される。「経済活動に対する軽蔑そのものが、多くの反証にもかかわらず、経済活動は人間の努力のどの分野においても大した潜在的可能性を持ちえず、スケールの大きい善または悪をもたらすことができない、という確信を生み出した。」Hirschman, *op. cit.*, pp.58-59. (邦訳五八頁、傍点箇所原文ではイタリック)

#### 四 貴族の「名譽」

三で見たように、モンテスキューは、貴族を商業活動から排除し、他方、貴族への上昇を商業活動の究極的動機付けとして位置付けた。この貴族に特徴的な屬性を、彼は「名譽(honneur)」と表現している。さらに彼は、この「名譽」を、君主政における「原理(principe)」、すなわち共和政における「徳」の位置に相当する「政体を動かすバネ」として位置付ける。彼によれば、名譽の存在によつて、君主政における「政治は、できるだけ少ない徳をもつて重大な事柄を遂行させる」(3—5)ことができる。このことは、最良の機械において、できるだけ少しの運動や歯車しか用いないという比喻によつても表現されている。君主政においては、人間の行為は「善なるものとしてではなく、美なるものとして評価される。正しいものとしてではなく、大なるものとして、道理あるものとしてではなく、非凡なものとして評価される」(4—2)。

モンテスキューの定義によれば、「名譽」とは、「各人、各身分の先入見」である(3—6)。また君主政は、「優越、序列、さらには出自による貴族身分すらをも前提にしている」ため、「名譽の本性は、優先(preferances)と特別待遇(distinctions)を要求する」(3—7)ことでもある。要するに、君主政の中の階層構造を前提にし、卓越した地位を得ようとする貴族の志向性がモンテスキューの言う「名譽」である。したがつて、彼によれば、名譽を持った貴族は、「いったんある位階に置かれたならば、自分がその位階より下にあるように見えるようにならないことをもしてはならないし、認容してもならない」(4—2)。

卓越した地位を追求し、そうした地位にあることを誇るために、貴族はその地位にふさわしい行動をとらなければならぬ。つまり、他者からの「非難」や、それに伴う「恥辱」や「不面目」が、刑罰と同様に各人を規律する働きを持つている(6—9/21)。したがつて、モンテスキューの「名譽」は、他者の目を意識した間主観的な概念である。<sup>(1)</sup>



この名譽の本性は、世間全体を戸口総監として持つことである。名譽を欠く者は、誰でも、全く名譽を持っていない者たちによつてさえ、非難されるのである。(5-19)

しかしながら、貴族のこうした卓越性は、モンテスキューによれば、決して富の多寡を基準にして測られるべきものではない。すでに論じたように、富自体は君主政において称賛の根拠とはならないし、名譽は商品化可能な数量的なものではなく、質的な卓越性の中に存する、と彼は力説していた。したがつて、貴族の名譽には、富の獲得とは別の具体的な諸々の精神的契機が求められる。彼の「名譽」概念は多様な要素からなるが、この多様性は、彼が貴族の卓越性をただ一つの源泉に求めることができなかつたことに由来している。つまり「名譽」の内容は、複数の源泉に基づく錯綜した様相を呈している。しかしながら、この「名譽」が持つ錯綜した様相を一つ一つ洗い出すことによつて、「ゴシック政体」たる君主政において貴族が果たすべき実践的役割として、彼が何を想定しているのかを説明することができるのである。

モンテスキューはまず、貴族各人が卓越性を發揮する機会を戦場に求めるが、これは貴族の名譽に関する伝統的觀念をある程度踏襲している。<sup>(3)</sup>

名譽が貴族に命ずることの中で、戦場において君公に仕えることに勝るものはない。まことに、これは卓越した職業である。というのは、その危険、その成功、いやその不運すら偉大さに導くからである。(4-2)

さらにモンテスキューは、各貴族が、自分の資産を幾らか犠牲にしても、祖国防衛のために君主に奉仕すること

を要求し、そして戦場での功績に対する報酬については、「名譽」以外のものを積極的には求めないことを理想としている。売官制によって貴族の称号を獲得した大商人が見習うべき究極の貴族像も、この軍事的奉仕に従事する「戦士 (guerriere)」貴族である。彼によれば、貴族の称号を得た大商人は、貴族として卓越した存在となるために、まず法服貴族としての「能力と徳」が要求されるが、さらに彼らは、「より卓越したもう一つの貴族」たるこの戦士貴族の存在を常に意識せざるをえないという。

それ「戦士貴族」はどんな程度の富にせよ、とにかく資産を作らねばならぬと考える。だが、まず自分の財産を蕩尽することから始めないならば、これを増やすことは恥ずべきことだと考えている。これは、常に自分の財産の主要部分をもって奉仕する国民中のあの集団なのであり、それは、自分が破滅すれば、自分の財産の主要部分をもって奉仕するであろう他の者にその地位を譲る。それは誰からも戦争に行っていないと言われないうために、戦争に赴く。(20—22)

貴族が軍事的奉仕において自らの資産を犠牲にするとはいつても、モンテスキューによれば、貴族が「名譽」を發揮できるだけの一定の財産の所有、すなわち「封地」の所有は、当然のことながら、貴族の軍事的奉仕の前提とされる。「封地の所有者が君公に仕えうる状態にあるためには、貴族身分が一定の財産を持つこと、つまり封地が一定の堅固さを持つことが必要である」。この理由から、彼は封地の世襲すらも正当化している(6—1)。

「名譽」は、封地の所有を前提とし、軍事的奉仕という「困難で、しかも力を必要とするあらゆる行動をするように人々を義務づけ」るが、「これらの行動が評判になること以外の報酬は与えもしない」(3—7)ものである。モンテスキューは先程の戦士貴族についての描写を、次のように続ける。

それは、富を望みえないときには榮譽財産 (honours) を望み、それも得られないときは、名譽を得たという理由で自ら慰める。これら全てのは、必然的にこの王国の偉大さに寄与している。(20—22)

戦功に対する無報酬性という「名譽」の特性は、戦功によって「特別待遇」を要求するという「名譽の本性」に基づく場合にも、見出すことができる。モンテスキューによれば、君主が授ける特別待遇は、必ずしも「奢侈」という富とは結び付いていない。むしろ、君主は特別待遇それ自体によって賞するに過ぎない(5—18)。君主が褒賞として「金錢」を与えるような状態は、「生活を快適にするものへの期待によってしか行動する決心をしない」という、およそ名譽とは程遠い状態に貴族が墮落していることを示すことに他ならない。このように彼は「名譽の本性」である「特別待遇」の要求と、何らかの富の獲得との結び付きを否定しようとする。

右に見たように、モンテスキューは、封地を所有する貴族が戦闘に従事することを「名譽」に結び付けて論じていた。しかしながら、彼自身も認めているように、封地が「世襲的になり、贈与されることも、売却されることも、遺贈されることもできるようになった」ために、今やそれは「商業における財産の一部」とさえ見なされている(31—34)。また商業活動の進展が平和をもたらし、「征服の精神」と「商業の精神」とが両立しないと認識されつつある時代<sup>(4)</sup>に、戦闘によって発揮される「名譽」を持ち出すのは、時代に逆行するようにも見える。しかも後に詳述するように、彼は、売官制を通じて貴族の称号を獲得しようとする者に、「勤勉」や「充分な能力」を要求し、さらに貴族になった際には、まずは法服貴族としての「能力と徳」を期待している。このような認識ゆえに、彼はさらに、貴族の卓越性を発揮する機会として、戦士貴族が活躍する戦場とは別のものも加えざるを得なかった<sup>(5)</sup>。

貴族の「名譽」は、商業活動に対抗する固有の特性を持つものだった。にもかかわらず商業活動の進展を容認するモンテスキューは、封地を基礎とする戦場における「名譽」の觀念自体を放棄したわけではないにせよ、この伝統的

「名誉」概念を提唱する根拠をみずから希薄化している、と指摘することは可能である。なぜなら彼は、貴族の卓越性は、貴族が「宮廷に属すること、あるいはそこに入る値打ちがあること」というすでに「特別待遇」を受けてきたという結果によつても表現される、とも考えているからである。貴族は、君主を頂点とする宮廷に帰属し、「振る舞い(manners)」において「宮廷風」の「礼儀正しさ」を備えていることでも、自らの地位の卓越さを誇示することができる(4-2)、とされる。ここでの「名誉」は、「虚栄心」と極めて近い意味を帯びる。その結果として、彼は、この意味での「名誉」を、商業活動における奢侈への肯定的評価を結び付けて論じているのである。<sup>(6)</sup>

しかし、宮廷生活に対するモンテスキューの態度は、必ずしも単純な肯定ではなく、むしろ両義的である。それは彼が、貴族をいっそう弱体化しようとする君主の影響下に貴族が陥ることを警戒しているためである。君主の影響は、臣下に対する褒賞や官職の任免などに現れる。彼によれば、君主が与える褒賞が大きいほど、「名誉の觀念がもはやそこでは力がな」くなるのであり、そのことは政体が衰退したことの表れとして理解される。また、官職の付与が君主の選択によつて決定される場合、商業活動における「勤勉」とは対照的な「怠惰」が発生する。確かに彼は、君主を頂点とする宮廷への帰属を「名誉」の証の一つとして語ってはいる。しかし、宮廷への帰属は、先程論じた「名誉」の持つ無報酬性を前提にしたものであつて、過度の褒賞や官職の任免の操作によつて君主に飼ひ馴らされ墮落した貴族は、この「名誉」を享受できない。君主の影響下に陥つた貴族の怠惰で利己的な様子は、「廷臣(courtisans)」に関する以下の叙述に明らかである。

あらゆる時代の歴史家たちが、君主たちの宮廷について記述したことを読んでいただきたい。あらゆる国の人々が廷臣たちの惨めな性格について話題にしたことを思い出していただきたい。それは決して思弁上の事柄ではなく、悲しむべき経験上の事柄なのである。

安逸の中の野心、傲慢の中の下劣さ、働かず富もうとする欲求、真実に対する嫌悪、背信、不実、自らの約束の破棄、市民としての義務への軽侮の念、君公の徳に対する恐怖、その衰弱への期待、さらに、これら全てにもまして、徳へ投げかけられた絶え間ない嘲笑、これらが、あらゆる場所、あらゆる時代に目立つ大多数の廷臣たちの性格であると私は思う。

(3—5)

したがって、貴族の「名譽」の無報酬性は、単にそれが富の獲得とは別の契機から目指されることを意味するばかりでなく、実は、君主に対する貴族の自律性を確保する倫理的条件ともされているのである。このようにモンテスキューは、君主との間に一定の精神的距離を保つことも「名譽」の意味に含めた。「名譽」は、君主の影響力に左右されないという意味での自律性でもある。こうした自律性としての「名譽」は、君主が役職任免によって影響力を行使しようとする際に、断固とした態度で臨むという貴族の姿勢によっても表現される。

名譽は、職を求めるのも拒絶するのも頓着なしにできることを望む。名譽は、この自由を資産 (fortune) そのものより上位に置くのである。(4—2)

役職は名譽の印である。ところが名譽というものは、非常に特異なものであり、自分の望むときでなければ、そして自分の望む仕方でなければ、それを受けることが気に入らないものなのである。(5—19)

この自律性を擁護するために、モンテスキューは、本来は間主観的な性格を与えられていた名譽に、「気まぐれ」という主観的な要素を導入する。すなわち、「名譽」は「自らの法と規則とを持ち、屈服することを知らず、その固有の気まぐれによく左右され、他人の気まぐれには左右されない」(3—8)。この説明が、君主の恣意的権力への対抗を念

頭に置いたものであることは明らかである。さらに、名譽は「生命を軽んずることをもつて誇りとする」(3—8)ため、生命を奪うという脅しによって君主が影響力を確保しようとする場合においてさえ、貴族に対抗力を与えることになる。

君主と貴族階級との対抗というこの文脈において、モンテスキューは、商業活動の活性化と利益追求の動機形成の観点から容認していた売官制を、貴族階級にとつても重要なものとして位置付けることになる。貴族階級との関連で売官制に対して彼が期待するのは、官職の獲得における君主の恣意的影響力行使の機会を排除し、貴族身分全体の活性化を促す効果である。売官制は、貴族の墮落形態である「廷臣」が、自らの「貧窮と貪欲」ゆえに官職を売却することを促す。そしてそれは、墮落した貴族が貴族身分の中に蔓延するのを防止する一方で、商業活動の成功によって貴族の称号を獲得した「勤勉」で「能力」に恵まれた「良い臣民」が、新たに貴族身分に組み入れる効果も期待可能であった。

君主との関係において貴族の自律性を要求するというモンテスキューの「名譽」概念は、貴族が中間権力を構成し、君主の恣意的権力の強大化に対抗するという、よく知られた彼の定式と結び付いている。君主政における貴族身分の「中間的、従属的そして依存的な諸権力」は、「中間の水路」として君主と人民との媒介となることで、君主の気まぐれな意志や権力の恣意性を除去し、君主が従うべき基本的法を確立する。またモンテスキューは、高等法院を念頭に置いて、「法の保管所」が「熟慮」と「ゆっくりとした歩調」を示し君主の決定の拙速さを阻止することで、君主政の中に一定の均衡が確保される、と主張した。君主権力による画一化傾向が阻止され、その結果「穩和の精神」にあふれた「ゴシック政体」として君主政が維持されるのは、こうした君主と貴族身分との対抗によってである。彼が「君主なくして貴族なく、貴族なくして君主なし」という基本的格率を提起したのは、この文脈においてであった(2—4)。

しかしモンテスキューは、現実においては、君主が権力を集中し、各種の特権を縮減することによって、中間権力

を弱体化させた結果として、「ゴシック政体」としての君主政が消失しつつあるとも認識していた。現実存在するのは、君主の周囲に権力が集中し、均衡を失い、貴族の一部が「廷臣」と化した君主政だけである。

枢機卿リシュリューは、国家の諸階層を引き下げすぎたと思つたせい、国家を支えるため、君公とその大臣たちの徳に頼っている。リシュリューは実際には天使でなければ持ちえないほどの注意、明知、決断及び知識といった多くの事柄を彼らに望んでいる。したがって、今から君主政の解体に至るまで、このような君公や大臣たちが現われうるとはほとんど期待できない。(5—11)

河は流れて大海で合流する。君主政はやがて専制政治の中に姿を消す。(8—17)

モンテスキューの眼には、こうした現存する君主政は、「全てを破壊する時間」へと自らを開きつつある、と映つたのであつた。<sup>(8)</sup>

以上の文脈を念頭に置いて、あらためて貴族の自律性としての「名誉」を考察してみよう。それは、君主政を構成しそれを活動させるといふ積極的役割を与えられた「政体の原理」というよりも、むしろ、右に見たように現実化しつつある専制の脅威に対抗して「ゴシック政体」や「穏和の精神」を維持するために、貴族に最低限要求される倫理という様相を帯びてくる。明らかにこの意味での「名誉」は、それ自体としては、君主の恣意的権力行使に貴族階級の権力が対抗するという所与の力学的構図を前提としている。そしてさらに言えば、この「名誉」はこうした構図において、むしろ二次的で手段的性格のものに近づいていく。「貴族身分の名誉はいわば子でもあり父でもある」(5—9)という表現に明らかかなように、モンテスキューにとって重要なのは、この倫理としての「名誉」を貴族に要求し続けるといふことにとどまらなかつた。彼がそれに劣らず重視したのは、貴族がそもそも「名誉」を発揮できるような、

実体性のある社会的基盤を保持することであつた。

こうしてモンテスキューは、君主の影響下に陥り墮落した「廷臣」が「貧窮と貪欲」によつて官職を売却することには何の躊躇を覚えなかつたのに対し、専制に対抗できる中間団体を当面維持するために、それを構成する貴族の特権や財産の保持の重要性には徹底して執着することになる。彼は「領主・聖職者・貴族・都市の特権」を包括的に保護することを求め、領主の家産裁判権（領主のその領地に対する裁判権）や教会の裁判権といったものの縮小・削減ですら、断固として拒否する。また彼は、こうした貴族の特権が人民の手に渡れば、「全ての原理と無用な衝突を起こす」原因になるとして、これを厳しく戒めてもいる。さらに彼は、財産を家族内に保持させる「補充指定(substitutions)」や、血族の一人が浪費癖のために譲渡した土地を貴族の家に取り戻す「家系取戻し(reatrait lignager)」の必要性を主張するばかりか、貴族身分が世襲でなければならぬとさえ論じているのである。

もちろん以上のような貴族の財産・特権の擁護が、商業活動との間に緊張状態を生み出すことを、モンテスキュー自身は認識しなかつたわけではない。しかしながら専制化への対抗という要請の故に、彼はこの緊張状態を必要悪として容認させるのである。

補充指定は、商業を阻害する。家系差し戻しは、無数の訴訟を必然的に生じさせる。そして王国の売られた土地の全ては、少なくとも一年間は無主の状態になる。封に付随する特典は、その下で呻吟する人々にとつて非常な負担となる。一個の権力を付与する。これは貴族身分に特有の不都合ではあるが、それは貴族身分がもたらす一般的な効用の前に消え去る。(5—9)

貴族及び貴族の「名誉」が「一般的効用」を持つという主張は、力学的体系の比喻によつて、次のようにも表現されている。





- (1) 君主政の議論では、他者の眼を意識することによって構成員が律せられる姿がしばしば描かれている。「ここでは不面目は刑罰と同値である。裁判の手続きすら、科罰なのである。このように君主政においては、恥辱があらゆるところから生まれ、刑罰の特殊な種類を形作るということである」(6—21)。また「恥辱や非難に対する恐怖」は、犯罪を抑制する動機となるとすら論じている(6—9)。さらに、より上位にいる貴族は、「不面目によって、またその資産や信用や習慣や快楽の、多くの場合想像上の喪失によって極めて強く罰せられる」ため、彼らに対してあえて刑罰を厳格にしなくても良いほどである(6—21)。
- (2) モンテスキューは次のようにも論じる。「それぞれの職業には、持ち前がある。貢租を徴収する人々の持ち前は、富である。この富の報償は、富自身である。光栄と名誉とは、それ以外に真の幸福を知りもせず見もせず、感じもしないあの貴族のためのものである。尊敬と敬意とは、仕事ばかり次から次へと見出し出て国家の幸福に昼も夜も心を配る、あの大臣や役人たちのためのものである」(13—20)。
- (3) また、モンテスキューによれば、オーストリアの貴族身分は、外敵の侵入による国家の崩壊に際して「憤慨して戦うために全てを忘れ、死して後に赦すことを榮譽と信じた」のであり、「ここにしか生命力が存在しなかった」(8—9)と彼は語っている。「君主政の精神」の一つが「戦争」と定義されているのは(9—2)、「こうした文脈においてである」。
- (4) Jean-François Melon, *Essai Politique sur le Commerce*, 1734, (chapitre 7, Du Gouvernement militaire). なお本稿で利用されたのは、以下の一八四三年版のリプリントである。Collection des Principaux Economistes, tome 1: *Economistes-financiers du XVIII<sup>e</sup> siècle*, Osnabrück Otto Zeller, 1966.
- (5) 貴族であることを示す根拠については、一七六〇年代を境にして、すでに獲得された地位や血統から、個人的功績が重視されるようになったことが、貴族状の文書から確認されるようである。Guy Chaussinand-Nogaret, "Aux Origines de la Révolution: Noblesse et Bourgeoise," in *Annales E. S. C. Mars-Juin*, 1975, pp.265-278.
- (6) 宮廷における奢侈の消費については、次のような描写が見られる。「宮廷においては、あらゆる事柄について趣味のこまやかさ(delicatesse de gout) が見出される。これには大資産から莫大な冗費を不断に使うこと、快楽が多様であること、特にそれが飽きるばかりであり、多数存在し、さらには風変わりな趣向 *fantaisies* が錯綜していること——これらの趣向は、それが人の気に入れば、いつでも受け入れられる——から生まれるのである」(4—2)。
- (7) モンテスキューによれば、名誉は、君主の立ち振る舞いにも制約を与える。「君公は決して我々の名誉を傷つけるような行動を我々に命じてはならない、なぜなら、そのような行動は、我々が君公に仕えることを不可能にするから」。「名誉は、自分が傷つけ

られたと見れば、人が身を引くことを要求あるいは許容する」(4—2)。

(8) ゴシック政体が消滅したという認識については、一七三〇年末に執筆が推定される『わが所感(1302 [395])』でも言明されてゐる。なお次のものも参照。David Carrithers, "Montesquieu's Philosophy of History," in *Journal of the History of Ideas*, Vol.47 no.1, Janu.-March, 1986, pp.61-80. また本稿「おわりに」の註(一)も参照。

(9) 彼は同様に第二編第四章において、聖職者の特権についても、それ自体は悪であると認めつつも、専制政への傾向を引き止める限りにおいて、善として評価する。

(10) モンテスキューは、第五編第七章において、次のようにも論じる。「昔の制度というものは、通例は改善であり、新しい制度は誤謬である。長い統治の間に、人は気づかないほどの坂を経て悪へ向かい、そして努力によつてのみ、再び善へと上昇するのである。」

## おわりに

変化に対するモンテスキューのこうした冷淡な姿勢は、君主の権力から距離を置いた——あるいは疎外された——貴族の境遇を表現するものとも言えないだろうか。この判断の当否を措くとしても、少なくとも君主政の基本的枠組を「穏和の精神」に満ちた「ゴシック政体」という永遠の昨日に求め、そこでの卓越性を貴族に求めたことが、彼のこうした姿勢を導き出した、と指摘することはできるであらう。<sup>(1)</sup>

しかしながら、モンテスキューが君主政に「名譽」という人間の情念が必要であることを提起している点は、やはり重視するに値する。確かに彼が論じる「名譽」は、現実には卓越性の源泉が希薄化していく貴族に求められ、それゆえ、その内容は錯綜している。現存する政体を維持しつき動かさずバネとしては、「名譽」ではなくむしろ商業活動を活性化する「虚栄心」に求めた方が効果的ではなかっただろうか。だが、そうすることは、彼の「名譽」概念の根底にあつて彼があえて否定しきれなかった「人格の自律性」という価値を全面放棄することにつながりかねなかった。

だからこそ、モンテスキューは、ヒュームのように功利の言説によつて前進するのではなく、徳の言語に固執し、この言語を「名譽」の再定義によつて何とか使い続けようとしたのであった。この方針ゆえに、彼は、何故公共性に到達しうるのかの因果的説明はできないにしても、貴族の「名譽」の作用に、単なる私的利益を越えた何らかの「一般の効用」を期待した。彼の言う「一般の効用」が、貴族身分を君主の専制化と商業活動の興隆と対置させる「穏和の精神」と同義であるとするならば、貴族が第三身分の羨望の的となり、また君主に対抗しうる存在たることを主張する「名譽」は、まさに彼にとつての「一般の効用」を保証するものだったのである。

このように見るならば、モンテスキューにとつての「名譽」とは、君主政の中で、共和政における「徳」ほどの純潔性・完全性はなくとも、また公共善への直接的関連はないにしても、何らかの形で公共性と結び付きうるような人格の(道徳的)卓越性や自律性(したがつて安定性)を意味していたと考えてよいであろう。この「名譽」という次善の策を、君主政の中に組み込む必要を確信した点において、共和政の理念へのコミットを最期まで断念しなかつたモンテスキューと、君主政を論じる際の彼とは、分裂せず連続していたと言えよう。

(1) モンテスキューに先行する時期の英語圏における「ゴシック政体」論では、「ゴシック」的であることに積極的な価値を付与する者(フレッチャー)も、批判の対象とする者(デフォー)も、共に、商業の原理の浸透によつて、自由土地保有者を中心に構成された「ゴシック」(封建的)政体が、破壊されたという認識の点では同一であつたという。Pocock, *The Machiavellian Moment*, p.434.

(2) 共和政の「徳」と君主政の「名譽」との連続性を考える際、ポーコックの次の指摘は示唆に富むものである。「古典的共和主義の理論は、極端な個人のエートスを要求した。この要求は、興味深いことに、名譽という封建的エートスでも、自尊 self-respect というピューリタンのエートスでも同じように満足できたもののようである。」Pocock, "Civic humanism and Its Role in Anglo-American Thought," in *Politics, Language, and Time: Essay on Political Thought and History*, Chicago, 1989, p.90. なおこの書は、一九七一年版の復刻である。